

「北アイルランド問題」解決と近代国家像の変貌

友 岡 敏 明

はじめに

1998年10月10日、世界的にほぼ無名であったデビット・トリンブルとジョン・ヒュームの両氏が、この年度のノーベル平和賞を受賞して、世界的著名人の仲間入りをした。ノーベル賞委員会の声明は、「過去30年にわたる民族的、宗教的、社会的紛争……の平和的解決へ向けた仕事で政治的なリーダー」であったヒューム氏と「平和的解決にいたった解決案を〔和平交渉〕での危機的段階で擁護し、その偉大な政治的勇気を発揮した」トリンブル氏、それぞれへの授賞根拠を公表した¹⁾。しかしながら、彼らの受賞には、アウンサン・スーチー女史(1991年度)やダライ・ラマ氏(1989年度)の受賞に比較すれば、個人的受難の相貌は極めて希薄であったし、またゴルバチョフ氏(1990年度)のように明らかに世界的規模での顕著な変化を伴ったものでもなかった。トリンブル、ヒューム両氏による受賞記念講演は²⁾、彼ら自身が1968年以来の憎悪と恐怖に満ちた30年間(‘Troubles’の時代と呼ばれる)のさまざまな形態の多数の犠牲者・受忍者³⁾の象徴的受賞であることを自覚していることを示した。

しかし、ここで注目したいのは、彼らがその象徴的地位にすることに満足するその事績、すなわち泥沼に陥っていた英国/アイルランド/北アイルランドの三つ巴の争いに解決をもたらした歴史的「ベルファスト協定」(Belfast Agreement)——以下、BAという。なお、合意がなった1998年4月10日(金曜日)が「聖金曜日」に当たったので「聖金曜日協定」(Good Friday Agreement)の通称を得る——の締結が、実は、単なるヨーロッパの片隅のローカルな問題の解決ではなく、ヨーロッパに始まりヨーロッパで成長した近代主権国家の世紀末的な変貌を具体的に示す出来事でもあった点である⁴⁾。そこで本稿では、この点に注目して、BAにいたるまでの段階で、北アイルランド紛争の起源とその問題性に取り組む英国/アイルランド双方の思考にひそむ問題解決枠組みの変化を析出し、あわせてその変化に随伴した超主権国家的国際組織EC(ないしEU)の歴史的役割を具体的に検証することとしたい。

1. 紛争解決の旧枠組み

20世紀初頭以降、英国の悩みの種であった「北アイルランド問題」は、3つの糸で織り成されていた。第一の糸は、地理的それで、英国とアイルランド（時代によってはアイルランド全島か南アイルランド）と北アイルランドの3者の緊張・抗争関係である。第二の糸は、政治的それで、英国帝国主義と英国との分離独立を主張するアイルランド・ナショナリズムと英国の庇護の下での残留を指向するユニオニズムの対立である。そして、第三の糸は、宗教的それで、カトリックとプロテスタントの対立・抗争関係である。こうした3本の糸の絡み自体、20世紀初頭までのアイルランド問題が第一次世界大戦後の「北アイルランド問題」に名称変更をするように、歴史的に変化するが、その基本構造はほぼ次のようであった。中心に「征服者・支配者たる英国」対「非征服民・被支配者たるアイルランド」があって、これに「カトリック」対「プロテスタント」の対立と、さらに特にこれに20世紀には入って激化した、独立を志向する「南北を縦断するアイルランド・ナショナリズム」対「英国との合同を志向する北アイルランドを牛耳るユニオニズム」の対立、が絡んでいったのである。

われわれが注目を開始する19世紀の英国/アイルランド関係の歴史は、「英国とアイルランドの本質的利益を促進・確保し、大英帝国の力と権力と資源を固めるために最善の方途として……英国とアイルランドの別個の王国を一つの王国に統一する」と定めた英国議会の法令（The Act of Union）⁵⁾で始まった。この両王国の合同は、アイルランドに高まりつつあった英国との分離を叫ぶ「アイルランド全国民」（the whole people of Ireland）の意識（1798年のユナイテッド・アイリッシュメンの反乱として表出）⁶⁾への対抗策であった。しかし、この意識をアイルランドの代表を英国の代表と並べてウェストミンスター議会の席を設ける程度の参加型憲政への組み込みによって解消するのは無理であったし、1867年のフェニアン蜂起（Fenian Rising）が発した「世界のアイルランド国民の宣言」（Proclamation, the Irish People of the World）がその明瞭な反発であった。「宣言」にいわく、「我々の権利と自由は外国の貴族階級によって蹂躪されてきた。……しかし、われわれは、けっして民族としての存在（national existence）の記憶も希望も失ったことはない。……したがって、君主制統治の呪いにもはや忍耐することができないわれわれは、ここに普通選挙に基礎をおく共和国の設立を目指すことを宣言する。……目下、寡頭体制〔すなわち英国〕の支配下にあるアイルランドの土地はわれわれアイルランド国民（the Irish people）のものであり、それはわれわれに返還されなければならない⁷⁾」と。

そこで、英国は、この民族主義的・共和主義的動向に対して、グラッドストーン以後、「合同」（Union）とは逆方向で、すなわち合同を解消してアイルランドに自治権を付与する憲政的手段（いわゆる Home Rule）で対処しようとした。しかし、この懐柔

策は英国議会の保守性によって頓挫し(1874年, 1886年, 1893年それぞれ Home Rule 法案は議会を通過せず), 英国は主権的独立を志向するアイルランドの扱いに成功しなかった⁸⁾。ようやく議会制度の変更を前置すること(いわゆる「議会法」(1911年)による貴族院権限の縮小)によって, Home Rule の理念を盛りこんだ「1914年アイルランド統治法」⁹⁾が成立したとき, アイルランド問題解決の英国的構想が実現した。しかし, その解決策には, アイルランドの英連邦内自由国の地位に「英国の議会の最高権力と権威に何ら影響を与えない」(同法第1条第2項)との限定が大書されていたのである。これはアイルランドの妥協できるところではなく, 「独立戦争」(War of Independence) (1919年1月21日)の前哨戦となる「イースター蜂起」(Easter Rising) (1916年4月24日～29日)が控えていた。「蜂起」の宣言書は, 「自治」ではなく, 18世紀以来の完全独立の達成を再度謳ったのである。「アイルランド国土に対する所有とアイルランド国民の運命の自由なる支配に対するアイルランド国民がもつ権利は主権的かつ不可侵である (the right of the people of Ireland to the ownership of Ireland, and to the unfettered control of Irish destinies, to be sovereign and indefeasible) と宣言し, ……ここにアイルランド共和国を主権的独立国 (sovereign independent state) であると宣言する」¹⁰⁾, と。

ひるがえって, 18世紀末の英国対アイルランド, すなわち大英帝国対アイルランド・ナショナリズムの主権的対立とほぼ時を同じくして台頭したのが, アイルランドに居住するプロテスタント教徒の自衛意識であった。彼らは伝統的に敵対関係にあったカトリック教徒解放の動き(第1次: 1776年, 第2次: 1793年)に警戒を強め, かつ共和主義的分離主義のアイリッシュメンに対抗して, その名もカトリック王ジェームズを倒したプロテスタント貴族オレンジ公ウィリアム(即位して, ウィリアム3世)にちなむオレンジ協会(Orange Order)を設立した(1795年)。彼らは, 自らの利益の擁護を図るため, その目的と不可分であった英国国王への忠誠と英国との合同体制(ユニオン)の維持を誓った¹¹⁾。彼らにとっては, 本格的なカトリック解放(1829年)(第3次立法)が英国政体をローマ教皇とサタンの餌食にするに等しかった¹²⁾と同様, Home Rule 政策はカトリック教徒の総本山パチカンが牛耳る Rome Rule を導入する体制転覆的変革であったのである¹³⁾。この対カトリック闘争, 反分離闘争は, 時代とともに特にプロテスタント教徒が多数を占めるアイルランド東北部(アルスター地方)に集中し, 地域的な運動として実体化していった。Home Rule 法案の審議が押し詰まった段階(1914年3月9日)で表明されたアスキス首相の苦悩は, このことを良く物語っていた。「もしこの法案に盛られた Home Rule が現在施行されれば, 残念なことながら, 誰しも認めるように, アルスターには激しい抗議, いや内戦すら予想される。さりとて, この段階で Home Rule を廃案にしたり, 永遠に骨抜きにしたり, 無期限に延期したりすれば, アイルランド全体に, [北東部の混乱に]劣らず恐るべき将来

の光景が横たわっている」¹⁴⁾、と。結局、英国政府は、第一次大戦の勃発を奇貨として「1914年アイルランド統治法」の成立と同時にこれを施行停止とし¹⁵⁾、「アルスターの多数派にその要求する実体を与える一方で、ナショナリストの感情をできるだけ蹂躪しないですむ二重の目的(double purpose)」¹⁶⁾をかなえる方向でひとまず時間稼ぎをした。採られた苦肉の策は、「1920年アイルランド統治法」(The Government of Ireland Act 1920)(1920年12月23日成立)であった。

「1920年アイルランド統治法」は、英国への安定的帰属の観点からカトリック教徒の人口が多くならないように、伝統的アルスター(Ulster)地方よりも少し狭く限定された人為的な行政区画として「北アイルランド」(Northern Ireland)という新しい領域名称を生み出したのである(第2条第2項)¹⁷⁾。これはアイルランドを構成する伝統的な4地方のうちの1つであったアルスター¹⁸⁾内に存するDonegal, Cavan, Monaghan, Derry, Antrim, Down, Armagh, Fermanagh, Tyroneの9州から前3州を除いた6州からなった。この人為的構成は、プロテスタント勢力の支配の安泰を将来に約束しようとした目的作的作為であったが¹⁹⁾、これが「分離」(Partition)問題として、英国の一部となった北アイルランドに「プロテスタントにもカトリックにも受容可能な解決を見つける」という表見的には不可能な仕事²⁰⁾を残したのである。後ほど、英国は、この北アイルランドの創出を相反的利益の「妥協」として、「二重目的」実現の苦肉の策を追認した(1972年)²¹⁾。しかし、現にある「北アイルランド」が、起源において将来の(独立国か自治国かは別にして)統一アイルランドをにらんだより広い暫定的行政区画の構想を退けた政策選択であった事実に照らせば²²⁾、そして後の「英国/アイルランド条約」(1922年)に基づく英国が主導する国境確定委員会において確認された分、英国の歴史的責任が問われるところである。その責任を償う道は、紆余曲折し、そのまま1920年時点の国境の地理的変動ではなく、次章で見るように、この地域に対する主権的支配のイメージを希薄にし、これを休眠させながら英国/アイルランド双方の共同責任の実を確立していく、世紀を越えた手間と忍耐のかかる仕事ととなったのである。それは、しかしながら苦難と試行錯誤の末にやってくる問題解決手順のコンセプトの大変動ともなうのであって、そうした変動に至るまでに走るべき道はまだ残されている。

「1914年アイルランド統治法」の施行停止解除に関する「英国/アイルランド協議会」(Irish Convention)が設置されたが、それが決裂し(1918年4月5日)、アイルランド非合法議会²³⁾によるアイルランド独立宣言と独立戦争の勃発(1919年1月21日)に続いて、休戦合意(1921年7月9日)があった。こうした一連の事件の経過の後に、英国首相ロイド・ジョージは、非合法大統領デ・ヴァレラ(1919年4月1日アイルランド非合法議会選出)に対して、交渉団をロンドンに送るように招待した(1921年9月30日)。ただし、それは、「大英帝国として知られる諸国民の共同体の一部としての

アイルランドとアイルランドの民族的仰望との最善の折合い点を探る目的」²⁴⁾をもった、したがって今や旧聞に属する自治国程度の有条件交渉であった。デ・ヴァレラは、この条件を承知で、アーサー・グリフィス（シン・フェーン党創設者、独立政府外務大臣）とマイケル・コリンズ（軍事組織 IRA 指導者、独立政府財務大臣）等からなる全権委任交渉団を送り、交渉団は「英国/アイルランド条約のための合意」(Arrangement for a Treaty between Great Britain and Ireland) に調印した（1921 年 12 月 6 日）。

しかし、デ・ヴァレラは、主権なき自治国の承認と「分割」の是認を柱とするこの条約は批准できないとして、これを峻拒した²⁵⁾。しかし、この条約は全アイルランドを包含する主権的独立国樹立に向けたステッピング・ストーン (the freedom to achieve freedom) たり得るとして²⁶⁾、64 対 57 の僅差での批准を得た（1922 年 1 月 7 日）²⁷⁾。この議会の決定を不当としたデ・ヴァレラは、世論を煽った。「この合意の条件は、この国民のマジョリティーの悲願と真っ向からぶつかっている。……私はこの条約案の批准を議会にも国民にも勧めることができないことを国民諸君に即刻に知らせることが私の義務であると感じる」²⁸⁾、と。「アイルランド内戦」(Irish Civil War) がこれに続くが、結局、デ・ヴァレラは無条件降伏した（1923 年 5 月 24 日）。

条約派のステッピング・ストーン構想の希望は²⁹⁾、「英国/アイルランド条約」第 12 条に定める「経済的・地理的条件に反しないかぎり」(in so far as may be compatible with economic and geographical conditions)「住民の希望するところにしたがって」(in accordance with the wishes of the inhabitants) 南北境界線を確定するとの理想的な機能を付与される「委員会」³⁰⁾——「国境(画定)委員会」(Boundary (Delimitation) Commission) と通称される——と、同条約第 3 条が確認した「1920 年アイルランド統治法」(第 2 条以下の関係条項) に謳われた将来の統一の議会をにらんだ「アイルランド会議」(Council of Ireland) の設置であった。しかし、前者については、実際に設置された「委員会」³¹⁾ は、現状維持を望む委員長担当の英国、既成事実化した国境から「多くの譲渡」(large transfers)を望む自由国側、「一寸の土地も」(not an inch) 手離さないと意地を固めた北アイルランドの利害がぶつかり合う場であって、その果たした役割は、結局、反条約派の批判が的中する形で、「アイルランド分割確認法」(Ireland (Confirmation of Agreement) Act 1925)³²⁾ による「1920 年アイルランド統治法」における「北アイルランド」の確認に終わった³³⁾。この「分割確認法」は、「アイルランド会議」をも葬り、統一に向けた会議は幻の約束となった。他方、これとは対照的に北アイルランド多数派勢力（プロテスタント教徒）は「領土的不安定というダマクルスの剣」³⁴⁾を取り除かれたという成果を得た。しかし、それが形式面においては「友好のうちに力を合わせた」国境交渉の成果であって、しかも将来にわたってアイルランド自由国と北アイルランドが必要に応じて「共通の関心事について話し合う」

会合の土台が約束された³⁵⁾ とはいえ、実質的には問題は先送りされた。

こうした法的な決着は、形式や美辞麗句とは裏腹に、アイルランド自由国人にとっては、その置き去りにした北アイルランドのカトリック教徒＝ナショナリストの窮状（‘Troubles’の根底にある）に対する兄弟的共苦とアイルランド自由国側から見放されつつも北アイルランド政権の正統性を否認し続ける北アイルランドのカトリック教徒＝ナショナリストの大義への連帯が、たえず政治問題として噴出してくるのを防ぎ得なかった。「待ったなしの共和国実現主義者」（here-and-now republican）であり、「共和国主義の大立者」（arch Republican）であったデ・ヴァレラ³⁶⁾ の再登場と成功は、このナショナリズムの疼きに呼応する形でであった。

デ・ヴァレラは、内戦の敗北者としての服役（1923年8月15日～1924年7月16日）後、現実化して政界に復帰したといわれる³⁷⁾。しかし、彼が古いシン・フェーン党に訣別して設立した（1926年）フィアナ・ファイル党の声明は、「入手可能なあらゆる正当な手段をあらゆる瞬間において行使し、アイルランド民族を再統一すること」³⁸⁾ を目的とすると謳った。また、アイルランド自由国首相となった年（1932年）に、独立を志向する者の良心を苦しめる「〔英国〕国王に対する忠誠宣誓」義務をアイルランド自由国「憲法の条項」〔第17条〕から削除することを選挙公約とし（1932年2月9日）、これを実現した（1933年5月）³⁹⁾。これらと併せて、英国自治領担当大臣宛て書簡における「分割（Partition）すなわちわが民族の領土の最も神聖な部分の喪失とその自然に反する分離がもたらした文化的・物質的損失」をめぐる英国に対するデ・ヴァレラの間責（1932年4月5日）⁴⁰⁾ は、ともに「内戦」以前の反条約派的思考のそのままの表出であった。シン・フェーン党の委員長就任演説での叫び、「われわれは完全に絶対的な独立を欲する」⁴¹⁾（1917年）は、デ・ヴァレラの対英国関係における一貫した原則であったのである。デ・ヴァレラの英国側の好敵手ロイド・ジョージは、この一貫性を看破して警鐘を鳴らした。「彼〔デ・ヴァレラ〕の要求は、アイルランドが、ウェストミンスター法律によるのであれ、他のいかなる法律によるのであれ、英連邦内の各自治国が有するような権利を有する英連邦内の一国であるのではなく、アイルランドが主権国家であること、ベルギーやオランダがドイツと持つ関係、ポルトガルがスペインと持つ関係と同じ関係を英国および大英帝国ともつことである。彼の立場が寸毫も変わっていないということであるから、それを単なる宣誓の問題とかたづけはなりません」⁴²⁾、と。

そのような原則の人間の政治指導が生んだ「1937年アイルランド憲法」は、第1条に「ここにアイルランド国民は自らの統治の形態を選択し、諸外国との関係を決定する……不可譲、不可侵かつ主権的な権利を有する」と掲げ、英国を激怒させ、第2条および第3条に、それぞれ「国家の領土は、〔北アイルランドを含めた〕全アイルランド島、それに付属する島嶼、および領海からなる」、そして「国家の領域が再び統一さ

れるまでは、本憲法によって設立される議会が可決した法はアイルランド自由国の諸法と同一の地域を適用範囲とし同一の域外適用の効果を有するものとする」と規定して、北アイルランドのユニオニストを震撼させた。それは、国際的流れに沿って民族国家アイルランドが追求してきた19世紀流の領土要求であり、独立宣言であった。そして、デ・ヴァレラの指導の下、アイルランドは、自らの主権的要求を貫徹して、「国家の領域が再び統一されるまで」の暫定期間、ともかくも南部26州だけでも、晴れて「アイルランド共和国」へと完全独立することとなったのである(1949年4月19日)。ただし、それは、南アイルランドを手離す法令において「引き続き国王陛下の自治領の一部にして連合王国の一部としてとどまる」と宣言された北アイルランドを、国際法上の外国の一部として、残留させた上で、であった。

ところで、BAにおいてもなお、「統一アイルランド」(united Ireland)、ときには「主権的統一アイルランド」(sovereign united Ireland)は、正統的な選択肢であり続けている⁴³⁾。「イースター蜂起」は、主権的な国家の実現への限りなきエネルギーを「戦慄するほど美しいもの」(a terrible beauty)として垣間見させたと語った同じ人物が⁴⁴⁾、「国境委員会」の最中に、「自分の生前にアイルランド統一を眼前にできるとは思わないし、アルスターを力で勝ち取るとは思わない」と記し、「勝ち取ることを試みるのではなく、この国〔アイルランド自由国〕を良く治める」ことを通して「いつの日かアルスターが我々のものとなると信じる」⁴⁵⁾、と語り、統一民族国家の実現の時が未だ満ちないことを認めた。かたや、デ・ヴァレラは、BAに先立つ半世紀前に「英国王への宣誓廃止」や「1937年アイルランド憲法」でもってナショナリズムのはけ口としたのである。それはアイルランドを「主権」という厳格な法的衣装にくるみ、自然的なアイルランド統一の権利を表現した主権を凌駕しえる英国側の正当な考慮を粉碎し、早期に「分割」問題の解消を図る考えに出たものであった。これでは英国側も、デ・ヴァレラと「このような憲法上の細かい議論をするのは実りなく、時間のムダである」(hopeless and a waste of time to attempt to discuss these constitutional niceties)として、ハネつけざるを得なかった⁴⁶⁾。それどころか、デ・ヴァレラの主権請求は、北アイルランドにおいてはアイルランド自由国に対する宿阿の「根本的な不信」を募らせた。例えば、「宣誓廃止」に際して北アイルランドの新聞は、「デ・ヴァレラ氏の目にはアルスターはナボテのブドウ園である〔「列王記・上」21章〕。彼とその仲間はいつの日かこの欲しくてたまらない小国が彼らのものとなることに望みをかけている。しかし、ナボテは未だにノーと言っている」⁴⁷⁾と警戒の論陣を張った(1932年)。「1937年憲法」は、南アイルランドが持つ民族統一主義の潜在的な脅威を公式に顕在化させた⁴⁸⁾のである。結局、デ・ヴァレラの思考は、「デ・ヴァレラ氏ほど、平時においても戦時においても、アイルランドを分裂させた人間はいない」(1946年)⁴⁹⁾といわれたように、「分割」問題を解くに相応しくなかった。共和国生みの親も、アイル

ランドの統一を絶対的目標としながら英国からの離脱によってユニオニストを離間させ、アイルランド統一を遠のかせたからである⁵⁰⁾。してみると、デ・ヴァレラ——アイルランド政治に大きな足跡を残した政治家（首相在職：1932～48年，1951～54年，1957～59年）たるデ・ヴァレラ——にして（否，そうであったからこそ），「アイルランドを統一できなかった」ことは，彼の「最大の個人的な失敗」⁵¹⁾であったのみならず，ナショナリズムと祖国の主権の名のもとで闘争した古い時代の枠組みそのものの失敗でもあったのである。

2. 枠組みの変動

「分割」の壁の溶融は，それをかえって固定してしまう「国家主権」の回復という法的武器でもってしては不可能であったことが明らかになった後，この問題解決の最大の転機は，デ・ヴァレラが率いたフィアナ・ファイル党の対立政党フィネ・ゲール党——条約派クマナ・ゲール党の流れを汲む——の党首ガレット・フィッツジェラルドがアイルランド共和国首相に就いたときにやってきた（1981年6月）。彼は，デ・ヴァレラ以来の「主権」を振りかざす対「分割」政策を「偽善」，これを受け入れてきたアイルランドを「壊疽支配」（necrocracy）の国と形容した⁵²⁾。対する英国首相は，マーガレット・サッチャーであった。彼女は，「1973年北アイルランド憲法」の枠内で「住民の多数意思にしたがって」（in accordance with the wish of the majority in the Province）ユニオンを維持し，その未来の浮沈がかかるテロリズムの粉碎と経済の復興に直接統治を継続することを公約に掲げて登場した⁵³⁾（1979年5月4日）。彼女は，この北アイルランドのみならず英国の国是であった多数意思に従う民主主義の原則を守るために，阿鼻叫喚の狼藉を演じるIRAを封じなければならなかった。彼女にとって，この目的のために，フィッツジェラルドの登場が「英国/アイルランド関係の環境を改善する絶好の機会を提供した」のである⁵⁴⁾。この両首脳は，BAに引き継がれる⁵⁵⁾，歴史上極めて重要な政治的成果である「英国/アイルランド1985年協定」（Anglo-Irish Agreement）——以後，AIAという——の締結に向けて交渉を重ねた。

サッチャーにとって「絶好の機会」とは何であったのか。英国の主権と国益を第一におくサッチャーにして軟弱な博愛主義はあり得ず，したがって，アイルランドが構え続けた積年の「主権」の主張に対して理解を示す機会ではなかった。彼女が規制緩和と並んで法の正義に基づく治安を選挙公約の眼目としていたところ，フィッツジェラルドの登場は，英国領土を現実に席捲する暴力を抑えこむというセキュリティ問題の解決のために「絶好の機会」であったのである。彼女は，自伝で「セキュリティをもっと確実にすることが至上命題（imperative）であり」，「このセキュリティ問題でもっと活発に手を打つように南アイルランドを仕向ける」（pressing the South for more

action on security) ことが必要であったと告白している⁵⁶⁾。しかし、この両首脳交渉の果実が歴史的に大きな意味を持つのは、現行秩序上、北アイルランドに「主権」をもつ英国の首相がセキュリティが単なる取締りの問題ではなく、「分割」に始まった歴史的問題と深甚なかかわりをもつことを見抜いた点にあった。彼女いわく、「〔北アイルランドの〕カトリックのコミュニティにもプロテスタントのコミュニティにもテロリストはいる。そして、テロリストたちの活動に力を貸すか止むを得ず黙従する人間にはこと欠かない。実際、テロリストに逆らうことには大きな身の危険が伴うのである。したがって、テロリストの跳梁を取り締まる……ために必要な治安政策と長い間存在し続けた『北アイルランド問題』へのより広範な政治的アプローチとを完全に分離することは不可能である」⁵⁷⁾、と。タブロイド紙の形容辞「スーパーウーマン」⁵⁸⁾がもつ強権的な外観⁵⁹⁾を裏切って、サッチャーは、英国の根幹にかかわるテロリズムの鎮圧の目的を達するには歴史的問題を放置しえないとする構造的な思考ができる政治家であり、政治的・社会的レベルまで手をつける覚悟があったのである⁶⁰⁾。

フィッツジェラルドは、「1937年アイルランド憲法」第2条と第3条における一方的な主権規定を「分割」を強固に固めてしまった非生産的な表現だとし、これをアイルランド統一の展望を可能とし得る表現に改めるべきだとした⁶¹⁾。彼は、その立場から、サッチャーとの交渉では、全アイルランド統一後の北アイルランドに対するロンドン/ダブリンの「共同主権」(joint sovereign)を主張したが、サッチャーはこれを「ノンスターター」(失格した観念)として一蹴した(1983年11月)。これに対して、フィッツジェラルドは⁶²⁾、「共同主権」を「共同権限」(joint authority)に切り代えて、アイルランド共和国による北アイルランド政治への関与の地位を主張したが、サッチャーはこれも先の概念と選ぶところなしとして退けた(1984年3月)⁶³⁾。同じ主権理論に立つ以上は、「唯一・不可分・絶対・不可譲」の属性ゆえに、共同はあり得ない。これは、英国の最高権力(ウェストミンスターの議会の主権)による北アイルランドの「住民の多数意思」による帰属決定に対する保証にはじまり、英国国民としての北アイルランド住民に対する英国の支配や義務にいたるまでの体系を守る立場上、当然の拒否であった。しかし、サッチャーは、「主権」や「権限」といった法理論とは別個の実利的観点からアイルランド共和国に対する一定の役割り、すなわち北アイルランドに関する「協議に参加する役割り」(consultative role)を認める案を検討するように立案チームに命じた(1984年5月)。この構想には「サンニングデール合意」(Sunningdale Agreement)の先例があった(1973年12月9日)。しかし、アイルランド共和国を北アイルランド運営に参加させようとした協議機関「アイルランド理事会」(Council of Ireland)の設置構想が盛りこまれた先駆的な「合意」も⁶⁴⁾、ゼネストをはじめとするユニオニストの激しい抵抗で日の目を見ないで終わった。それから10年後、この痛い経験にもかかわらず再度ユニオニストの最大のタブーに触れることを覚悟で、サッチャーは、いよ

いよ「長期にわたる北アイルランド問題」に手を染めたのであった。

他方、フィッツジェラルドは、AIA 交渉と並行して、北アイルランドのカトリック系最大政党「社会民主主義労働党」(SDLP) 党首ジョン・ヒュームの構想をベースにして「新アイルランド・フォーラム」(New Ireland Forum) を稼動させていた(1983 年 5 月～1984 年 5 月)。これは、「1920 年アイルランド統治法」体制がもたらした「分割」問題をぶつかり合う爆発的要求の「妥協」として、つまり歴史段階においてはギリギリの政治選択として議論の出発点にした古い英国⁶⁵⁾ に対して、ナショナリストによる「北アイルランドの人びとの止むことのない苦難」に対して負うロンドンとダブリンの責任を指摘するところから⁶⁶⁾、問題解決に迫ろうとしたものであった。しかし、北アイルランド最大のプロテスタント系政党「アルスター・ユニオニスト党」(UUP) をはじめ、すべてのプロテスタント系政党が不参加であったため、アイルランド共和国の 3 政党(フィアナ・ファイル、フィネ・ゲール、アイルランド労働党)と北アイルランドの SDLP が参加するナショナリスト会議——全アイルランドを被うには幾分の正統性を欠く——となった。発足 1 年後、1984 年 5 月、同フォーラムが公表した報告書は、反暴力主義的な共通のナショナリスト戦略として、① 32 州(南北全州)の「単一国家」(Unitary State)か、② 南北アイルランド「連合国家」(Federal/Confederal State)か、③ 英国/アイルランド「共同権限」(Joint Authority)か、の 3 つの選択肢を提示した⁶⁷⁾。しかし、いずれの選択肢も北アイルランドは勿論のこと、英国にとっても南北関係定立のための基礎概念としてとりあげられ得るものではないとして、サッチャーの容れるところとはならなかった(1984 年 11 月 19 日)⁶⁸⁾。しかしながら、「フォーラム・レポート」の公表に前後して、サッチャーがアイルランド共和国の果たしえる「協議的役割り」の検討を命じていたことからすれば、フォーラムの影響によって選択肢③を採用したかかは、否定的にならざるをえないが、1985 年の前半の継続交渉において⁶⁹⁾、選択肢③の背後にある構想、つまり「北アイルランドにおける 2 つの伝統に平等な有効性を承認し」、引き裂かれた北アイルランドの人々の間に存在する「引き裂かれた忠誠心」という「現在のリアリティを反映する」解決策としての制度を創出する、そのためには主権の彼岸・此岸をカッコにくくって(内国・外国といった法的地位とは関係なく)アイルランド共和国が関与する仕組みを作るというロンドンとダブリンの責務⁷⁰⁾ が、AIA の検討段階で肯定的に働いたことは否定しがたいのである⁷¹⁾。

1985 年 11 月 15 日に AIA が調印され、その後の 1985 年 11 月 26 日の批准審議において、サッチャーが「われわれはいかなる筋からの脅迫にも暴力にも屈しない」⁷²⁾ と特徴的な語気で語ったのは、AIA がナショナリストのテロへの屈服だけではなく、AIA 実施に向けたユニオニストの抵抗や脅しにも屈しない客観性と中立性と徹底性の宣言であった。内容的に見て、AIA の画期性は、以下の 3 点に要約される。

第一は、北アイルランド住民の意思の究極性をアイルランド共和国が承認したことである。AIA は、第 1 条(a)項において、英国/アイルランド共和国の両政府は、「北アイルランドの地位に関する変化は北アイルランドの住民の過半数の同意によってのみ生じることを確定する」とし、同(b)項において「北アイルランド住民の現在の意思は北アイルランドの地位に変化がないことを欲することであることを認める」と規定した。英国は、この北アイルランドの地位を伝統的に保証してきたが⁷³⁾、この保証は「1937 年アイルランド憲法」の「主権」とは真っ向から対立するものであった。しかし、今回、アイルランド共和国がこの英国の保証を盛った条約に調印したのである。この画期性は、デ・ヴァレラの後継筋の党首チャールズ・ホーヒーが「1937 年憲法」の規定するアイルランド統一の原則からのいかなる逸脱にも反対することを表明した⁷⁴⁾ ことを考慮すれば、明らかであろう。なお、これとは逆に、北アイルランドの多数意思に変更がある場合において必要な制度上の措置を取ることを宣言した第 1 条(c)項は、ユニオニストにとってはあらずもがなの条項であったが⁷⁵⁾、ナショナリストに対する将来的な保証を国際条約において明記し、中立者としての英国の姿（北アイルランドを英国の所有物として見るのではなく、民主主義の原則で扱う）を国際的に公言した⁷⁶⁾ 重要な条項である。

第二は、アイルランド共和国に対してテロ活動の取締りに関わらしめるだけではなく、政治的な事柄に関しても一定の発言の場を制度化したことである（第 2～10 条）。特に、北アイルランドにおける少数派（つまりナショナリスト＝カトリック教徒）に関する事柄——すなわち、1968 年以来、世界的な注目を呼んだ市民権運動の対象となった人権、公平な雇用、機会の平等、公正な警察行政等の事項——につき、常設の「政府間協議会」（Intergovernmental Conference）を通じて英国の政策にアイルランドの意見を反映させる（to put forward views on proposals for major legislation）仕組みを作ったのである（第 5、6 条）。こうしたアイルランド共和国の関与は、「新アイルランド・フォーラム」の報告書が「もし実現すれば、アイルランド内で、そして英国とアイルランドの間の関係で、発生し増幅したユニークな現実に対する前例のないアプローチになるだろう」⁷⁷⁾と評価した「共同権限」への限りない接近であったというべきである。

第三は、「両国は、最近の混乱で最も被害を受けた地域の経済的・社会的開発のために、国際的な支援の可能性を考える」と簡単に触れられただけであるが、大きな広がりを持つ可能性を孕む条項を盛りこんだ点である（第 10 条(a)項）。次章で扱うように、この条項は、英国とアイルランド共和国に、「北アイルランドの分裂した共同体間の和解と国境間協力を促進し、経済的・社会的進歩を助成するための政策に財政支援をすること」を目的として、「アイルランド支援国際基金」（International Fund for Ireland）——以後、IFI——を設立させ（調印は 1986 年 9 月 18 日、発効は同年 12 月

12日)⁷⁸⁾、これに米国、カナダ、ニュージーランドが加入し、さらに遅れ馳せながら EC とオーストラリアが参加して強力な支援体制を作り上げた。

以上のように画期的な AIA は、英国において圧倒的多数の賛成(庶民院表決は 473 対 47)で批准され(1985 年 11 月 27 日)、アイルランド共和国においては「寛大な多数」(generous majority)⁷⁹⁾すなわち 88 対 75 で批准された(同年 11 月 21 日)。別途行なわれたアイルランド共和国の世論調査の結果も 59%の人間が AIA を受容する慎ましい歓迎ぶりであった⁸⁰⁾。にもかかわらず、その後の発展において、アイルランドにおける僅差の肯定票は、1998 年における「1937 年憲法」の主権条項の廃止の国民投票における 96%の賛成票に成長していくことを考えれば、AIA の「批准はアイルランド統一という構想にとってきわめて手痛い打撃」となるだろうというホーヒーの教条的な批判⁸¹⁾と対比して、歴史的意味の重い選択であったというべきである。

このような AIA 歓迎の雰囲気とは 180 度異なった反応が北アイルランドから来た。穏健ナショナリストの SDLP は好意的ではあったが、過激派ナショナリスト(シン・フェーン党)は「いつものお節介」としてこれを拒否し、特にユニオニスト陣営はこぞって、北アイルランド選出 15 名のプロテスタント庶民院議員の総辞職、ゼネスト、サボタージュ等、抗議運動を展開した⁸²⁾。言論的には、「暗闇を呪うよりも 1 本のローソクが点いたことを喜ぶ」とか「妥協的解決」として控えめながらも AIA 歓迎一色の欧州議会(1985 年 12 月 12 日)で、北アイルランドきっての人気者で言論的暴れ者アイアン・ペイズリーが「[AIA に賛成する SDLP のジョン・ヒューム議員は 15 万 1000 票、私は 23 万 251 票で北アイルランド代表となった。その私が代弁する]アルスター・ユニオニストの人びとの願いはただ 1 つ、彼らの権利は投票箱だけで決定されること、欧州議会が……多数派の人権を容れようとしない少数派の人権について論じる必要がないということである」と反論した程度であった⁸³⁾。これとても内部の「敵」と通じるアイルランド共和国の邪悪な意図を断固粉碎する一方的意見に凝り固まったペイズリーの頑迷さを世界に確認させただけであった。これに対する覚めた言論界は、AIA の内容そのものよりは、「ミセス・サッチャーと彼女の政府がしっかりしていれば、彼女らは勝利するだろう。しかし彼女らが目をパチクリすれば、これまでよりも悪い暴力がまかり通るだろう」⁸⁴⁾と、その後の情勢に着目した。結果は、英国政府の毅然ぶりがサニングデールの失敗の二の舞を避けて、ユニオニストの抵抗の汐を引かせることとなった。北アイルランドにおいて、抵抗の沈静化に加えて、AIA の枠の中で、ユニオニスト中に芽生えたプロテスタント/カトリック「共同統治」(power-sharing)止むなしとする建設的な前進策⁸⁵⁾が、しだいに受容されるにいたった。この動向は、爆破をはじめテロ事件をかいぐりながら、その挑発に乗ることなく、1994 年以降 IRA の最大組織 PIRA の闘争中止宣言および 1996 年以降の北アイルランド内全政党対話(all party talks)という本来の合意形成過程をたどって、BA にいたったのである。

BA 受入の是非を公式に問われた全北アイルランド住民は、投票者 (81.1%) 中の過半数をはるかに超える 71.1% がイエスと応えたのである (1998 年 5 月 22 日)。

他方、アイルランド共和国の参加を容れた「政府間協議会」は、AIA 第 11 条の規定による 3 年後のレビュー (ただし、公表は 1989 年 5 月 24 日) によって、「貴重なフォーラム」(valuable forum) として機能したと評価された⁸⁶⁾。この国際間組織 (形式的には国連に寄託された国際条約の規定に係る機関だから) は、「英国/アイルランド共和国両政府の権限内にある事項で相互に関心あるすべての事項につき、すべてのレベルでの相互協力を推進するために設置する」「政府間協議機関」(特に、設立される北アイルランドの地方政府に「分権」=「権限委譲」(devolve) されない事項について、北アイルランドに対してアイルランド共和国が特別の関心を有する事情を認められて、両国が緊密な協議をする旨、謳われた) という BA (1998 年) 内の機関に引き継がれていった (BA 5-[2]-1, 5)。そして、この「協議機関」の継承こそ、BA の他の条項によって、アイルランド共和国憲法の主権条項が廃止され、比例代表制による北アイルランド議会に加えて「分裂した両共同体による自治的共同統治機関」(power-sharing devolved government) の設置とあわせて、主権国家の狭間で懸案となってきた北アイルランドの憲政的地位の問題に解決をもたらせた発展の線を示している点で重要である。すなわち、主権の突っ張り合いは解消し、一方では「権力委譲がなされた」分野についての北アイルランド住民による自治組織ができあがり、英国/アイルランドともにこれを尊重し、他方では委譲されない権力の分野についての北アイルランド統治では英国とアイルランド共和国の間の緊密な協議がなされる「共同権限」的仕組みへの進展の軌跡を示すものとなったのである。

AIA が BA に行き着くのに貢献した社会的変革への英国政府側の努力についても一言しておく。政党間、政府間の交流・交渉とは別個の次元で、しかし最も根源的な次元において、分裂した共同体を融和させ、文化的多元性に目覚めさせ、寛容を助長し、すべての市民に機会の平等を達成することを目指す作業が進行した。この目的でコミュニティ・リレーションズ本部 (Central Community Relations Unit) —— CCRU —— が北アイルランド担当大臣官房内に創設され⁸⁷⁾ (1987 年)、さらにあらゆる種類のコミュニティ交流プロジェクト (コミュニティ・リレーションズ指導員の育成、脅し対策、両共同体合同学校、ローカル・ヒストリー協会、ローカル文化祭等の推進・開発) を奨励し財政的に支援する任務を負った「北アイルランド・コミュニティ・リレーションズ・カウンシル」(Northern Ireland Community Relations Council) —— NICRC —— が創設されたのである (1990 年)⁸⁸⁾。いずれも和解進行のためのインフラとして、AIA から BA への連続線を支える役割りを担ったのである。

3. EC の役割

「北アイルランド問題」との関連で、硬性の衣装にくるまれた主権概念の背景への後退に寄与したのは、英国とアイルランド共和国の EC への同時加盟（1973 年 1 月 1 日）以降の展開である。第二次大戦の廃墟から国家主権やナショナリズムの制限のシステムとして生まれた EC を前提にすれば、それへの加盟が持つ「北アイルランド問題」への投影は、当然であった。現に英国の評価は、北アイルランド担当大臣の口を借りて、「英国とアイルランド共和国が EC の加盟国となったのは、この 2 つの島に居住するすべての人びとの生活にますます多くのインパクトを与えざるを得ない発展である」と公言された（1973 年 3 月）⁸⁹⁾。他方、アイルランド共和国においては、フィッツジェラルドが、広い世界での対立感の希薄化とか社会政策による生活の均質化等いくつかの根拠を示しつつ、両国の EC 加盟は「北アイルランド問題」に対して「将来年が経つにつれて積極的な方向で影響を与える」と予測した⁹⁰⁾（1972 年）。ただ、北アイルランドでは、EC 加盟で「先日までの憎悪や憤激はヨーロッパ的思考の本流に消失する」との極めて楽観的な期待がある一方（1971 年 EC 加盟をめぐるストーモント議会での北アイルランド通商大臣ロビン・ベイリーの言）⁹¹⁾、EC 加盟の効用に対する北アイルランド首相ブライアン・フォークナーから次のような強い疑念が寄せられた（1971 年）。すなわち、「国境が自由な通商を阻む障壁でなくなったり、異なった財政的・社会的・経済的なシステム間の境界線でなくなってしまうときでも、それは、とりわけ人びとが持つ国民的アイデンティティーや忠誠意識といった潰えることのない意識の印しとして残る。そのようなコンテクストにおいて、住民の多数派の意思に反して国境を取り去ろうとする人間がいかに愚かで反道徳的か、今日以上に明らかになるであろう」⁹²⁾、と。

こうした、英国/アイルランド共和国/北アイルランドにおける両国の EC 加盟に関する評価は、それぞれの国民投票——それ自体は「北アイルランド問題」解決以上のマクロな国家全体の将来像をかけた選択を迫るものではあったが——において示された数字に反映するものとなった。保守党から労働党への政権交代にともなって EC 残留の是非を問った英国のレファレンダムでは（1975 年 6 月 5 日）、英国全体で 67.2% が残留賛成、北アイルランドではかろうじて 51.1% が残留賛成であった。また、EC 加盟の是非を問うアイルランド共和国のレファレンダムでは（1972 年 5 月 10 日）、83.1% が加盟賛成であった。北アイルランドの局所的な利害だけが考慮要因としてクローズアップされる北アイルランドにおいては、フォークナーの思考の延長線上における国家主権の蚕食に対する警戒が賛成票の少なさとなって表われた⁹³⁾。しかし、北アイルランドに特化した調査における僅差の賛成票が、ユニオニストの強力な反対運動が展開された中でのそれであった点を斟酌すれば、融和に向けた小径が拓かれたと解され

るわけで、その後の事態の推移もその方向で進むこととなった。

加盟国におけるその全主権地域は、EC 法の対象となり、「……高水準の雇用および社会的保護、生活水準および社会の質の向上……を促進することを使命とする」（「欧州共同体を設立する条約」第 2 条）という目的に沿った活動の傘下に入る。北アイルランドは、I. EC 内で第 2 番目に最も緊迫した地域問題を抱えた「特に恵まれない地域」（specially disadvantaged region）、II. 職業創出と職業訓練を行なう必要がある「最優先地域」（Absolute Priority）との認定を受けた。加えて、III. 欧州投資銀行（European Investment Bank）—EIB—による企業・公社への優遇利率による貸付け対象となり、IV. さらに農業指導保証基金（European Agricultural Guidance and Guarantee Fund）—EAGG—からの支援や、IV. 通常予算による政策支援を受けた⁹⁴⁾。これを一覧表にして示せば、〈表 1〉のようになる。

〈表 1〉

種 類 と 地 域	期 間	支援額(ポンド)
I. 欧州地域開発基金 (ERDF)		
①インフラ整備と産業プロジェクト	1975～1985	2 億200万
②共和国との国境地帯	1980～1985	450万
③造船不況で影響を受けた地域	1980～1985	170万
④造船不況で影響を受けた地域（追加）	1984～1989	100万
⑤繊維・衣類の不況で影響を受けた地域	1984～1989	1100万
⑥ベルファスト市街地域を除く全北アイルランド	1985～1991	950万
II. 欧州社会基金(ESF)加盟国とのマッチングファンド(55%支援)		
①公的機関にける職業訓練等を通じての雇用促進・創出	1973～1985	2 億7000万
②民間職業訓練や技術革新にともなう企業内再教育	1973～1985	4840万
III. 欧州投資銀行 (EIB) ローン		
①公的機関によるインフラ整備と産業プロジェクト	1974～1986	1 億6700万
②企業 (28社) およびエイジェンシー (7 公社) 支援	1974～1986	1450万
IV. 欧州農業指導保証基金 (EFGGF) 漁業も含む		
①農業インフラ整備	1974～1985	4630万
②農・漁業産物加工, 漁船建造, 牧畜	1973～1986	3040万
V. 本予算支援		
ベルファスト市外地域整備開発用特別予算	1983～1985	6000万

ERDF, *UK Regional Development Programme 1986-90* (Brussels: Commission of the EC, 1987), sec. 4, paras. 1-7 から作成

しかし、EC 管轄地域に対する純経済的関心に基づく北アイルランドへの関わりは、政治的関心をも混合させる方向に進んで行ったのは、EC 自体の進化を示すものである。この関心の発達を物語る例を欧州議会に提出された決議案から拾って見る。

「北アイルランドに関して、欧州議会は、

A) 創設者がヨーロッパ共同体に与えた、年来の敵対関係・行為をヨーロッパの諸国民の本質的な利害の合同に変えるという任務にかんがみて、

B) ヨーロッパ共同体が引き受けた協力による平和の促進の任務を果たすために、

C) (略)

D) 北アイルランドにおける紛争とその紛争のアイルランド共和国に及ぼす影響がヨーロッパ共同体の2加盟国すなわち英国とアイルランド共和国に膨大なセキュリティ費用を負担させていることを憂慮して、

E) 北アイルランド問題の平和的解決が今日にいたるも達成されず、世界におけるヨーロッパのイメージが損傷されつつあることを心にいたし、

F) ヨーロッパ共同体の支援によって平和の探求が促進されることを考慮して、ヨーロッパ共同体に対して、北アイルランドにおける状況およびその状況がヨーロッパ共同体の連帯に及ぼす影響について積極的な関心を持つよう呼びかけ、ヨーロッパ共同体に対して、英国とアイルランドの人びとが取り組む長期的な解決策の策定を支援し、そのような解決の文脈において支援を始める準備にかかるよう要請する」(1982年9月17日)⁹⁵⁾。

この純経済的関心事を超えた視点は、欧州議会「政治問題委員会」(Political Affairs Committee)——現在、「外交・安全保障委員会」(Foreign Affairs and Security Committee)——を動かせ、「北アイルランド問題」の起源から現況にいたる包括的な調査報告書の作成を決心させた(1983年2月24日)。デンマークの国際法学者で欧州議会委員のネイルズ・ハーゲルupp (Neils J. Haagerup) は、同委員会からの委嘱を受けて(同3月16日)、報告書を仕上げた。ハーゲルupp報告書は、AIAの締結とAIAによる「北アイルランド」国際支援枠組みの創設(後述参照)を経て1989年以降の政治的狙いの特別支援をコミッショナーが決断するにいたるステップとなる極めて重要な文書であった(欧州議会本会決議となったのは1984年3月29日)⁹⁶⁾。ハーゲルupp報告書は、しかし、体制変革や治安維持のための政策提言や軍事力提供の提言といった意味において「政治的」なのではなく⁹⁷⁾、政治的紛争を鎮めた「平和」の創出という純経済的活動を超えた高次の目的を見据えた環境整備、そのための超経済的支援に乗り出す意味で「政治的」⁹⁸⁾であった。ただ、「平和」というコンセプトの系として時として「アイルランドの統一」が語られ、英国残留を望みながら英国スタンダードを受容しないユニオニストの矛盾が触れられるとき⁹⁹⁾、北アイルランド選出議員(北アイルランドは、1979年以降、欧州議会で3議席を配分されている)の憤激が奔出することはあった。ペイズリーいわく、報告書は「まったく人びとの判断を誤らせ」(totally misleading)、「フェアでありえず、バイアスから免れることもない」(cannot be fair and unbiased)と、その偏頗性を攻撃し、また、もう1人の代表者テラーも「この

ような討論には原則的に反対」であり、そもそも「議会は加盟国の政治問題に関与すべきではない」と根源的な反発を示したのである¹⁰⁰⁾。しかし、それらは、彼らに特有の伝統的な強い警戒心—— EC 加盟反対論の延長——によったのであって、報告書そのものの客観的内容によるものではなかった。報告書は、①テロが荒れ狂う現実は英国の責任であるということ、②政治的状况の変化を来たらすためにはアイルランド「共和国側の最大限に全面的な協力と北アイルランドの同意を得た上で、英国が計画を策定し、これを執行する」ことが必要だということ、③ EC としては従来の経済的・社会的開発支援に加えて「鎮まらない悲劇的な暴力活動の背後にあるものについて何かをしなければならないこと」(to do something about the background to the tragic and continued violence in Northern Ireland)、を訴えていたのである¹⁰¹⁾。

ハーゲルuppは、具体的な、支援項目と規模を提言しなかったが¹⁰²⁾、その報告は通常の後進的地位の援助とは違った形の「特別の」、「追加的な」援助を提言する報告書として、欧州議会によって採択され、現実化していった。ハーゲルupp報告の実質が実現するのは、北アイルランド内勢力の合意の点を除けば、AIA が定めた機構と、AIA に呼応した IFI であった。この生みの親が、欧州議会による「北アイルランド問題」の調査を内政干渉として終始一貫して反対していたサッチャーであったのは皮肉である¹⁰³⁾。もはや、EC 傘下の欧州において、「明確な国政の境界線」(clear constitutional lines) の存在と「国内的政治問題」(internal political problems) の解決に口出しすることの愚は認めるべきとしても、「EU の創設以来亡き者となり、埋葬された古き時代遅れの伝統的な国家主権という遺物」をタテに何事も特別の限定なしに万事が「内政干渉」(interference in internal affairs) だと唱えることができなくなったことを証している¹⁰⁴⁾。

〈表 2〉

年度	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
支援額	15	15	15	15	15	15	20	20	20
	11.25	11.25	11.25	11.25	11.25	11.25	15	15	15

Official Journal of the European Communities, C146: vol. 46 (25/05/2000), p. 4
 による。支援額の上段の単位は100万 ECU, 下段の単位は100万英国ポンド(ただし、
 換算率を1ECU=0.76ポンドとした)

EC は、1988 年に英国/アイルランド共和国の要請¹⁰⁵⁾にコミッショナーが応えて IFI に参加し(1989 年 2 月 21 日付書簡)¹⁰⁶⁾、さらに英国首相メージャーとアイルランド共和国首相レイノルズの共同声明 (Downing Street Declaration,) (1993 年 12 月 15 日) に和平への強い動きを読み取って¹⁰⁷⁾、1994 年に正式手続き (コミッショナーのプロポーザル起草, カウンシル決定によるレギュレーション化)を経て、公式に IFI に参加した(決定 1994 年 10 月 31 日, 発効 1995 年 1 月 1 日)¹⁰⁸⁾。EC は、この間一貫して、

〈表2〉にある通りの寄与を続けた。ECはIFI予算のほぼ50%、米国がほぼ47%を負担するとされるが¹⁰⁹⁾、1998年におけるIFIへの参加国の拠出の中身(各、概算)は、ECが1140万ポンド、米国が1130万ポンド、オーストラリアが60万ポンドで、1999年におけるそれは、ECが1090万ポンド、米国が1250万ポンド、オーストラリアが60万ポンド、カナダが2万ポンドであった¹¹⁰⁾。これら合計が1998年度で2890万ポンド、1999年度で2850万ポンドで、ECに関しては〈表2〉から継続する支援であった(ECUの支出は1500万だがポンド換算で1994年以前と異なっている)。ただ、援助額自体としては、英国が北アイルランドに支出する額(1994年～1998年の5年間の平均で約31億ポンド)¹¹¹⁾に比べれば、それほど大きな額とはいえない(1%弱)。しかし、ECの「北アイルランド問題」解決との関わりを扱う場合に重要なのは、金額の多少以上に、ECの財政援助に際するコミットの仕方である。これに関して2点にわたって指摘が可能である。

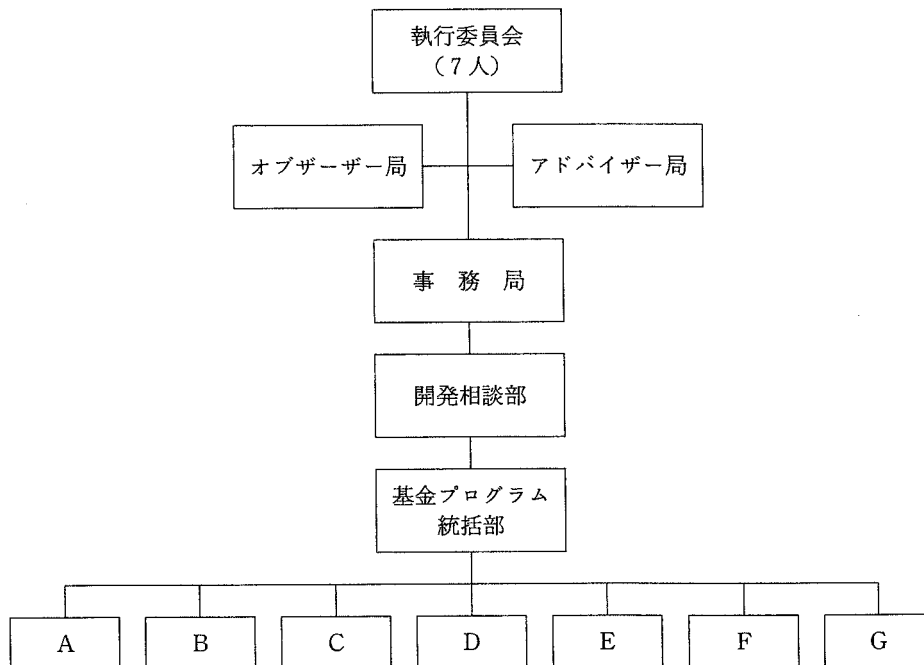
まず、ECが経済支援の意義づけをどのようにしたかについてである。注目されるのは、ハーゲルupp報告で明らかなECの「北アイルランド問題」との関わりコンテキストに加えて、さらに具体的な実行段階でのIFI特有の経済支援の有効性、すなわち「関係ある地域への通常援助以上の独自のインパクト」¹¹²⁾(a genuine additional impact on the areas concerned)をECがどのように認識したかである。ECが出したIFIへの拠出に関わる政策の点検・評価(1997年3月)——1998年以降の支援継続の判断の資料であるとともに¹¹³⁾、ECの「北アイルランド問題」解決支援そのものの実証的な意義づけにもなる——によれば¹¹⁴⁾、①IFIの基金としての働きの合目的性、②IFI活動の具体的な効用等の2点を点検して得た結論は、IFIの支援を受けた接触・対話・和解を目的とするプログラムのグループ数等の具体的な数字によって、敵対する共同体のメンバーの接触を可能とし、共同の目的と共通の関心に向かって共に進む土壌を築いた(1995年頃からプロテスタントのIFIの活用も進んできた¹¹⁵⁾)との認識を得、ここに分裂を深部から治癒するための「和解過程に対するIFIの最も意味ある貢献」があるとして、IFIへの拠出を継続すべきであるというものであった。IFIは、他のファンドやECの通常政策である「経済開発基金」(Structural Funds)との組合せによって、なお「恵まれない地域に照準をあてた」(targeted at disadvantaged areas)基金としての「ユニークで特異な役割り」(unique and distinctive role)を相乗的に発揮することができるわけである¹¹⁶⁾。こうしたECの自己評価は、英国ないしアイルランド共和国のレッテルが付けばナショナリスト、ユニオニスト双方からの敬遠に会いかねない分野で、中立的な支援ができる国際機関として成功したことを証している。

ECの関わりでの成功は、その支援の運用の実際に見られる国際性にも原因がある。

〈図1〉は、これを示したものである。ECは、拠出した資金についての説明責任を果たすために、他の拠出国と同様、機構的に常設された「オブザーバー局」(Observers)

に委員を送ってモニタリングしている。7名よりなる「執行委員会」(Board Members)は、英国、アイルランド共和国が合議で任命するが、これを抛出国がモニターするという仕組みである。これを実務的に補佐する「事務局」(Secretariat)は、2人局長制(Joint Directors)をとり、それぞれ英国とアイルランド共和国によって任命されて、ダブリンとベルファストに駐在する。機構自体が北アイルランドとアイルランド共和国の日常接触によって融和を促すことになると同時に、北アイルランドおよびアイルランド共和国国境地域に展開して設置され、地域とのコンタクト・ポイントとなっている「開発相談部」(Develop Consultants)を通じて IFI は地域に根付くことになる。

〈図1〉 IFI 運営機構 (Official Journal, C146 (25/05/2000), p. 16 による)



上図において A～G は¹¹⁷⁾、開発援助のプログラムで地域の必要性に応じて設けられ（実施段階ではさらにキメ細かいサブ・プログラムに分けられ）、IFI が地域の細胞に入っていく通路となっている。こうしたプログラムを通じて支援を受けたプロジェクトは、IFI 創設後 4000 に上り¹¹⁸⁾、その活用の密度の濃さが分かる。そして、こうした活用の旺盛さは、ヨーロッパの関心が英国/アイルランド共和国の主権国家としての世話役あるいは保証人の役割りを確保しつつ、「和解」推進の上で実質的な主体となる当の地域の参加を必須項とし、地域のエネルギーとニーズを汲み上げる中で発揮されていることを示している。

さいごに

「北アイルランド問題」の生成から解決へ向けた動きを全体的に見れば、地域、国家、国際という3レベルの行為主体がバランスよく関与し、思慮深くその分を果たす仕組みを徐々に作り出してきたことが分かる。地球規模であらゆる局面で国家主権やナショナリズムの否認・放擲が普遍的リアリティーを持つわけではないにしても、絶対的な排他的支配から主体的な共生模索への大きなシフト変動は被うべくもないところである。国際連合やその他の諸国際機関の存在以上に、主権国家概念のいち早い生成の場所でありながらいち早く同概念の超克が取り組まれた場所であるヨーロッパにおいて、「北アイルランド問題」の解決は、いわばそのような超克のケーススタディーとなり、超国家主権的共同体の生成と活動に巻き込まれる運命を担ったのである。

勿論、「北アイルランド問題」を取り巻く特有の条件はあった。例えば、北アイルランドは領有を主張しあう対立する主権の狭間で分裂しながらも、キプロスにおけるような永続的分断状態に陥らなかったし、一方当事者の勝利によるベルリンの壁の崩壊のごとくでもなく、作られた民主主義で秩序を付与されたボスニアや国連認定の武力による多数意思の守護で独立国となった東ティモールなどの例でもない。「北アイルランド問題」の解決の特徴は、超国家的共同体による財政支援とモラル・サポートによって、なお主権的国家の実体的な関与の部面を許しながら、対立する主権の融和と内部的努力——相互交流・相互理解・共通企画、住宅・就職・教育等における公平原則、生活レベルの向上や社会保障の充実等によるスケープゴート（紛争の種）を作らない環境の作出——による参加型自治の樹立にあった。それには、合意の政治（government by consent）という分かち合える政治文化と、ヨーロッパという共有しあえる価値観・運命感の存在がはずかって力があつたのである。勿論、こうして至りついた解決方式も、政治文化を共有しない分子の出方にその浮沈のカギがあることはいうまでもないし、「国際的独立武装解除委員会」（Independent International Commission on Decommissioning）によるパラミリタリー組織の解体の成否¹¹⁹⁾ や伝統的パレードにおけるカトリック教徒を挑発するハネあがりオレンジメンの抑制¹²⁰⁾ のように困難な課題がある。しかし、「分割」を固定化し問題解決を延引した硬い主権争奪の段階に引き返しえないとすれば¹²¹⁾、未だ残るこの一縷の危うさは、紛争解決の枠組みの問題というよりは、大儀なき心理的反抗であり、これに対してはその正統性を奪うとともに、眼前にある最新の枠組みの実施によって（それは信頼醸成と信頼浸透を許す）、乗り切る以外ないであろう。

註

- 1) *The Universe*, October 25, 1998.
- 2) トリンブル氏は「私は、そのつもりになればユニオニストかナショナリストかを問わず、私以上にこの賞にふさわしい北アイルランドの人びとの名前を挙げることができる。私はこれに、その人生において、ワーズワースのいわゆる『人の記憶にも残らない親切と愛の小さな行い』をなしとげて証人となった何千という無名の人びとを加えたい」と語り（ノーベル平和賞委員会ホームページ (<http://www.nobel.no/eng.lect.98t.html>) に掲載された文書による）、ヒューム氏は「この受賞をアイルランドの普通の人びと、とりわけ紛争の現実のなかで生き、そこから生じる被害を引き受けてきた北アイルランドの人びとに負っている。……紛争の30年間は……『犠牲が長く続けば、血の通う心も石となる』というイエーツの言葉が真実となるかもしれないと多くの人びとが思った『苦難の年月であった』」と愛国の詩人を引用しつつ、歴史に名を刻されない多数人の代表であることを語った（ノーベル平和賞委員会ホームページ (<http://www.nobel.no/eng.lect.98h.html>) 掲載文書による）。
- 3) 北アイルランドにおける次の各調査項目の数字は、この犠牲・受忍の様子を数量的に表わしている。

項 目	1969～98年
テロ活動に伴う死者	3,289人
テロ活動に伴う負傷者	42,216人
発砲事件	35,669件
爆発事件	10,142件
爆弾未然処理	5,104件
武器押収のための家宅搜索	359,699回
テロ活動被疑者	18,258人

Sydney Elliot & W. D. Flackes, *Conflict in Northern Ireland, an encyclopedia* (California: ABC-CLIO, 1999), "Security Statistics", pp. 681-687 より作成。

- 4) その意味で、トリンブル、ヒューム両氏に対する最高度に効果的な顕彰は、単なる北アイルランドという一地域における微視的でローカルな手柄話ではなく、知名度と規模の点で世界世論をはるかにドラマチックに沸騰させたペレス首相とアラファット議長の握手（両人が1994年度ノーベル平和賞受賞者）にも似て、人類史の動向を明確に発信した出来事であったといって過言ではない。
- 5) 40 Geo. 3, chap. 67 (1800年7月2日国王裁可。ただし、施行は1801年1月1日から)。
- 6) この思想的支援者のトーン (Wolfe Tone) は、英国とアイルランドの結びつきを「アイルランドの呪い」 (the curse of Ireland) と規定し、300万人のアイルランド国民 (my countrymen) の決起を呼びかけた。Cf. Gerard Reid, ed., *Great Irish Voices* (Dublin: Irish Academic Press, 1999), pp. 11-13.
- 7) Alan O'Day and John Stevenson, ed., *Irish Historical Documents since 1800* (Dublin: Gill and Macmillan, 1992), pp. 76-7.
- 8) 英国の対アイルランド自治権付与とアイルランド・ナショナリズムの間に流れる深い齟齬感については、cf. Patrick O'Farrell, *Ireland's English Question, Anglo-Irish Relations 1534-1970*

- (London: B. T. Batsford, 1971), Part 3, chap. 1.
- 9) 1914年9月18日に成立した自治権付与法 (Home Rule Act) の正式名称は, “Act of the Government of Ireland 1914” (4 & 5 Geo. 5, chap. 90) という,
- 10) Cf. “Proclamation of the Irish Republic”, O’Day and Stevenson, ed., *op. cit.*, pp. 160-1.
- 11) Cf. H. B. C. Pollard, *The Secret Societies of Ireland* (Kilkenny: The Irish Historical Press, 1988), pp. 15-9.
- 12) 「英国政体の扼殺」(Burkeing the Constitution of England) と題する風刺画でピールとウェリントンが教皇とサタンへの供物としてジョン・ブル (英国) を殺そうとしている。Cf. R. F. Foster, *The Oxford Illustrated History of Ireland* (Oxford: the University Press, 1989), non-paginated leaf between pp. 208 and 209.
- 13) Cf. Paul Arthur, *Government and Politics of Northern Ireland*, 2nd edn. (Harlow: Longman, 1984), pp. 7-10.
- 14) Stephen Small, *An Irish Century 1845-1945* (Dublin: Roberts Books, 1998), p. 68.
- 15) Home Rule Act は, 同時に成立した暫時的停止法 “Suspensory Act 1914” (4 & 5 Geo. 5, chap. 88)によって実施が見送られた。
- 16) アスキス首相の北アイルランド指導者カーソン宛の書簡の言葉である。O’Day and Stevenson, ed., *op. cit.*, pp. 151.
- 17) 人口は, 「分離」間もない1926年で約126万人(1991年で約158万人)。南アイルランドは同じく1926年で約297万人(1991年で約363万人)。ちなみに, 同じ1926年時点でのカトリック教徒の人口(表明ベース)は, 北アイルランドが約42万人(全人口比33.5%), 南アイルランドが約275万人(全人口比90.3%)。Cf. Pat McCart ed., *Irish Almanac and Year Book 1999* (Co. Donegal: Artcam Ireland, 1998), pp. 127-9; Nicholas Mansergh, *The Government of Northern Ireland, a study in devolution* (London: George Allen & Unwin Ltd., 1936) p. 230.
- 18) アイルランド島全体では, アルスターを含めて4地方(アルスター以外はConnacht, Leinster, Munster)があった。
- 19) このことは, カトリック教徒が多数派であるFermanaghとTyrone(そのカトリック人口の合計はDerryとArmaghのプロテスタント人口の合計より大)を北アイルランド圏に含め, また北部Monaghanの33%のプロテスタントを失っても32%を占める南部Armaghを北アイルランドに帰属させ, 東部Donegalの40%のプロテスタントを見限る代わりに39%のプロテスタントを擁する南Fermanaghを北アイルランドにとりこんだ, その便宜的で複雑な組合せの仕方に露見している。Cf. J. J. Lee, *Ireland 1912-1985, politics and society* (Cambridge: University Press, 1990), pp. 45-6.
- 20) Dennis Kavanagh, *British Politics, continuities and changes*, 3rd edn. (Oxford: the University Press, 1997), p. 24.
- 21) Cf. Her Majesty’s Stationary Office, *The Future of Northern Ireland: a paper for discussion* (1972), para. 2.
- 22) チャーチルやパーケンヘッドをはじめ英国の指導者たちの一部は, 北アイルランドをアルスターの9州構成として, 孤立・分離主義的なプロテスタントを抑え, 南部との統一に親近的なカトリックの振り子を利用して自由国としての統一アイルランドを容易ならしめる構想を抱いていた。Cf. Tim Pat Coogan & George Morison, *The Irish Civil War* (London: The Orion Publishing Group, 1999), p. 16; Tim Pat Coogan, *Michael Collins* (London: Arrow Books

Ltd., 1991), pp. 334 ff. なお、「1920年アイルランド統治法」第3条は、南北議会が多数決によって共に統一議会を持つことを決定した場合に一つの全アイルランド自由国議会が誕生することを謳っているが、北アイルランドの作為的構成の経緯はその現実的可能性を排除し、同条項を実体なき観念的条項としてしまった。

23) ただし、英国による公式の非合法宣言は1919年9月12日。

24) Cf. Coogan & Morison, *op. cit.*, p. 21. デ・ヴァレラは交渉団の権限等の手続問題とからめて独立したアイルランド共和国を勝ち取り得なかった条約案を非難するが、そもそもデ・ヴァレラが受諾した交渉の枠組みが代表団を拘束した。このことは、代表団員の一人マイケル・コリンズの口を通して公然のものとされた。「ロイド・ジョージからの9月29日の書簡は英国側がアイルランド共和国〔の承認〕に関して協議に入るのではないことを明確にしていた。もしわれわれがアイルランド共和国の承認を前提に協議に臨むことができたなら、それを提議することはいとも簡単であつたろうし、そもそも協議など必要でなかったであろう、というのが私〔マイケル・コリンズ〕の意見である。さらに私が明確にしておきたいのは、妥協案を作ったのは招待を受諾したからだということである。私は、その具体化のための矢面に立つ目的で派遣された。そして、今、調印者の一人として、私は、当然、これが批准されることを勧めているのである」(*Debate on the Treaty between Great Britain and Ireland, signed in London on the 6th December 1921 : Sessions 14 December 1921 to 10 January 1922* (Session 2: Monday, December 19th, 1921), Corpus of Electronic Texts Edition, p. 33.

25) 条約批准審議における討議の中心テーマは、英国王への忠誠義務の宣誓であった。その理由は、アイルランドが完全独立の主権国ではなく英国主権下の属国としての地位にとどまることを示す最も明白かつ露骨な条項であったからである。しかし、この問題は、アイルランドは島全体が一つの独立国となるというナショナリズムの表出であるかぎり、北アイルランドが分離して統一的な自治国を構成できないこととの連動で重要であり、だからこそデ・ヴァレラ自身、この北アイルランド分離を主権問題（英国王の元首とそれへの忠誠宣誓）と並んで重要とした。Cf. Francis Costello, ed., *Michael Collins, in his own words* (Dublin: Gill & Macmillan Ltd., 1997), p. 84; Constantine Fitzgibbon, *The Life and Times of Eamon de Valera* (Dublin: Gill & Macmillan, 1973), pp. 93-5.

26) コリンズによる位置付けであった。彼はいう、「私の意見では、この条約は自由、すなわちあらゆる国民が願い、それへと向かって展開していくような究極的な自由ではなく、その究極的自由を達成するための自由をわれわれに与える」と(*Debate on the Treaty* (*op. cit.*), p. 33)。

27) 英国側の批准は、1922年3月31日の“*Irish Free State (Agreement) Act*” (12 Geo. 5, chap. 4) の成立で完成。

28) Coogan & Morison, *op. cit.*, p. 25.

29) 北アイルランドが南アイルランドと同じナショナリスティックなマインドによって志が同じになりえるといったオプティミズムを抱いたマイケル・コリンズやその後の自由国を率いた条約派の甘さがあったことは事実であるが、なお、そのメンタリティは、南アイルランドのナショナリスト通有のオプティミズムでもあった。Cf. Coogan & Morison, p. 263; J. J. Lee, *op. cit.*, pp. 140 f.; Stephen Small, *op. cit.*, p. 68.

30) 「条約」は、①条約批准後1ヶ月以内に北アイルランド議会から国王への意見奏上がある場合、国境委員会（南北アイルランド代表者各1名、議長として英国代表の3名からなる）を設置して境界の確定を行なうまで「1920年アイルランド統治法」が有効であり続けることになるか（条約

第12条), ②そのような何らの意見の奏上もなかった場合, 「1920年アイルランド統治法」は継続して有効とするが, アイルランド自由国も北アイルランドに対して後者が「1920年アイルランド統治法」によって付与されない一定の事柄に関する管轄権をも有することになるか(条約第14条), と規定した。実際は, 第12条に基づく「国境(画定)委員会」設置の方向で進んだ。

- 31) 北アイルランド首相クレイグが徹底して委員派遣を拒否したため, 新しい立法措置(1924年9月30日ダブリン議会, 同年10月9日ウェストミンスター議会をそれぞれ通過)をとって, 英国政府が代わって北アイルランド代表を選任した。委員会は, 議長フィーサム(Richard Feetham), アイルランド自由国代表マクネイル(Eoin MacNeill), 北アイルランド代表フィッシャー(J. R. Fisher)の構成で, 1924年11月6日に作業を開始し, 1925年12月3日による委員会合意案への3当事者の調印で幕を閉じた。
- 32) 15 & 16 Geo. 5, chap. 77 (1925年12月10日国王裁可)。
- 33) もし宗派人口を考慮して安定的な境界線を引くならば(厳密な手続きならば住民投票による選択を経て), Tyrone, Fermanagh, 南部 Armagh, 南部 Down の各地域のかかなりの部分をアイルランド自由国に編入するのが論理的であるが, 北アイルランドの政治的・経済的安定が優先するとする議長国の立場が委員会を支配した。結局, 彼らが生み出した案は, 「住民の希望」を聞くことなく東部 Donegal を北アイルランドに, 南部 Armagh をアイルランド自由国にそれぞれ編入して, 2万5000人のカトリック教徒を南に, 2000人のプロテスタント教徒を北に移動させるといった, 北アイルランド圏創出の際の宗派の犠牲を部分的に解消する小手先の変更すぎなかった。これに対してアイルランド自由国側では, 委員会代表が辞任する一方(1925年11月), 首相コスグレーヴは, 自らロンドンに赴き(1925年12月), 英国からの僅少の経済的見返りを期待して現境界線の不変更を申し入れ, 僅少の変更内容の委員会案すら葬り去られた(cf. J. J. Lee, *op. cit.*, pp. 145 f.; Stephen Small, *op. cit.*, p. 89. また, 具体的内容については, cf. David Harkness, *Ireland in the Twentieth Century, divided island* (London: Macmillan Press Ltd., 1996), p. 146.)。
- 34) David Harkness, *op. cit.*, p. 46.
- 35) 形式的にしる国境委員会の正統性を証示する文言が, 「合意」文書に記録されている。Cf. David Harkness, *op. cit.*, pp. 145-7.
- 36) デ・ヴァレラは, 条約およびアイルランド自由国(正式の成立まではアイルランド暫定政府)の正統性を否認し, 内戦(1922年6月28日~1923年5月24日)を誘発した人間である。彼にとって, 条約に基づく「国境委員会」の無成果は, 条約派の自業自得以外ではなかった。政権に返り咲いたデ・ヴァレラは, 得意げに語った。「[1922年の英国・アイルランド条約]を眼前にした古い議会での賛成派の議論の1つは, この条約が自由を獲得するための自由を与えるというものであった。その政策を遂行した者たちは今[屈辱的な対英国国王への忠誠宣誓義務を除去する方向に向かって]前進することに障害があるなどというであろうか? そんなことは言ってみない英国人に言わせておけばよい」(O'Day and Stevenson, ed., *op. cit.*, p. 190.)。なお, 内戦終結後, 彼は処刑を免れたが, 彼の旗の下で戦った77名が処刑された。
- 37) 例えば, デ・ヴァレラは, 力によるアイルランド再統一を夢想するわけではなかった。彼のもとからIRAが去り, シン・フェーン党が離れていったように, 彼がアイルランド自由国体制の中に入っていったこと自体, 最右翼の共和国主義者でないことを示したといえる(1925~26年)。Cf. M. J. MacManus, *Eamon de Valera, a biography* (Dublin: The Talbot Press Ltd., 1944 repr. edn.), pp. 261 f. さらに, 時がたつと彼は, 戦闘的共和国主義の化身IRAを非合法化した(1936

- 年6月18日)。Cf. Constantine Fitzgibbon, *op. cit.*, 108; O'Day and Stevenson, ed., *op. cit.*, pp. 191.
- 38) O'Day and Stevenson, ed., *op. cit.*, pp. 187-8.
- 39) Cf. O'Day and Stevenson, ed., *op. cit.*, pp. 188-90. デ・ヴァレラが議員になるために方便としてでも（または面子を失わないで）対英国国王の忠誠宣誓をしなければならなかった際の心理的工夫については, cf. J. J. Lee, *op. cit.*, pp. 154-5.
- 40) David Harkness, *op. cit.*, p. 54.
- 41) Liz Curtis, *The Cause of Ireland, from the United Irishmen to Partition* (Belfast: Beyond the Pale Publications, 1944), p. 297.
- 42) M. J. MacManus, *op. cit.*, p. 289.
- 43) Belfast Agreement (1998), sec. 2 (Constitutional Issues), art. 1, i, iii, iv etc.; New Anglo-Irish Agreement (1998), art. 1.
- 44) W. B. Yeats, 'Easter 1916' in *The Collected Poems* (London: Macmillan, 1961), pp. 202-5.
- 45) Gerard Reid, ed., *op. cit.*, p. 251.
- 46) Cf. John Bowman, *De Valera and the Ulster Question 1917-1973* (Oxford: the University Press, 1989), pp. 156-8.
- 47) David Harkness, *op. cit.*, p. 54.
- 48) David Fitzpatrick, *The Two Irelands, 1912-1939* (Oxford: the University Press, 1998), pp. 141 f.
- 49) *Ibid.*, p. 77.
- 50) Cf. *ibid.*
- 51) Constantine Fitzgibbon, *op. cit.*, p. 145.
- 52) Cf. John Bowman, *op. cit.*, p. 332.
- 53) Cf. "Conservative Party General Election Manifesto 1979", in Iain Dale, ed., *Conservative Party General Election Manifestos 1900-1997* (London: Politicos, 2000), p. 276.
- 54) Margaret Thatcher, *The Downing Street Years* (London: HarperCollins Publishers, 1993), p. 395.
- 55) わが国のジャーナリズムによれば, BA 締結と「ブレア氏, 第三の道快走」, あるいは労働党を率いるブレア首相の「決断と行動力」が結びつき（『朝日新聞』1998年4月30日）, また通俗的な単純化では「この合意の立役者は, 英国のトニー・ブレア首相とアイルランドのパーティー・アハーン首相という40代の若き2人の首相である」となるが（『SAPIO』, 1998年5月27日号, 105ページ）, いずれも短絡的である。今日ある和平の基本枠創出の作業は, 北アイルランドのパラミタリーによる攻撃の最右翼の標的にされた保守党のサッチャー元首相とアハーンとは対立する政党（フィアナ・ファイル）のフィッツェラルド元首相の下で始まっていたのである。
- 56) Cf. *ibid.* pp. 385 et 395.
- 57) *Ibid.*, pp. 383-4. また, AIA 批准で同協定の提案説明をした際の, サッチャーの次の言を参照。
「北アイルランドの暴力に終止符を打ち, 平和と安定をもたらす唯一の永続的な道は, 二つのコミュニティの和解 (reconciliation between these two communities) です」(*Parliamentary Debates*, 26 November 1985: col. 748)。
- 58) Cf. Dennis, Kavanagh, *Thatcherism and British Politics* (Oxford: the University Press, 1990), p. 271.

- 59) 興味深いことは、北アイルランド選出議員のイーノック・パウエル（北アイルランドの英国への完全統合論者）が強硬な反テロ対策に集中すべきことを主張したのに対して、サッチャーが「セキュリティが他のもっと広範な政治的イシューと切り離すことができるとは信じなかった」と明言していることである。Cf. M. Thatcher, *op. cit.*, p. 387.
- 60) サッチャーいわく、「異常な混沌から脱皮すれば政治上、治安上得るところはあるだろうと、私は本能的に考えた」（M. Thatcher, *op. cit.*, p. 398）、と。
- 61) Cf. John Bowman, *op. cit.*, p. 332.
- 62) M. Thatcher, *op. cit.*, p. 396.
- 63) *Ibid.*, p. 398.
- 64) Cf. *Sunningdale Agreement December 1973*. フィッツジェラルドと同じ政党のリーム・コスグレーヴ首相とサッチャーの前任の保守党党首エドワード・ヒース首相が、主権要求を影に後退させ南北アイルランドの相互依存関係の現実に着目して、「北アイルランド問題」の解決枠を国際条約案として作り上げた。CAIN Web Service による(<http://cain.ulst.ac.uk/events/sunningdale/agreement.htm>)。
- 65) 前掲注 21 参照。
- 66) Cf. The Stationary Office, *New Ireland Forum Report* (Dublin, 2 May 1984), para. 4-14.
- 67) *Ibid.*
- 68) サッチャーは、ダブリン・サミット後の共同記者会見で、フィッツジェラルドを横に置いたまま、①～③いずれの選択肢も「アウト」（退場）として、歯牙にもかけない応答をした。また、このサッチャーの断固とした拒絶は、目下の交渉相手フィッツェラルドから「百害あって一利なしの暴言」（*gratuitously offensive*）の批判を招いた。Cf. M. Thatcher, *op. cit.*, pp. 396 et 400; Sydney Elliot & W. D. Flackes, *Conflict in Norther Ireland, an encyclopedia* (California: ABC-CLIO, 1999), "Security Statistics", pp. 27 et 366-7; James Loughlin, *The Ulster Question since 1945* (London: Macmillan, 1998), p. 93.
- 69) この交渉継続へのインセンティブには、米国の圧力とテロ対策の必須さという内発的な理由があった。Cf. James Loughlin, *op. cit.*, pp. 93-4.
- 70) *New Ireland Forum Report*, 8-1.
- 71) このように、「新フォーラム・レポート」の後押し程度の影響としている例は、James Loughlin, *op. cit.*, p. 94 である。この表現以上によりはっきりした影響関係を指摘する例は、J. J. Lee, *op. cit.*, p. 682 である。
- 72) *Parliamentary Debates*, 26 November 1985: col. 751.
- 73) ただ、「1949 年アイルランド法」がこの地位を北アイルランド議会の多数意見によらせていたが、「1973 年北アイルランド憲法」は北アイルランド住民の多数意見によらせた。
- 74) Elliot & Flackes, *op. cit.*, p. 28.
- 75) 現実に批准審議でも主張された。Cf. *Parliamentary Debates*, 27 November 1985: col. 885
- 76) *The Furure of Northern Ireland: a paper for discussion* (1972), para. 39 において、ヒース首相が演説で語った次の表現が繰り返されている。「北アイルランドの多くのカトリック教徒にとって北アイルランドが南アイルランドと合同することが念願です。それは良く分かっています。……将来においても北アイルランドの住民の多数が合同を希望し、しかるべき合法的な方法でその希望を表明するならば、いつの時代の英国政府でもその邪魔をする（stand in the way）などとは考えられもしません」。

- 77) *New Ireland Forum Report*, 8-2.
- 78) Cf. *Official Journal*, C146 (25/05/2000), p. 3. 要するに, IFI の目的は, ①「経済的・社会的進歩の促進」と②「アイルランド全体のナショナリストとユニオニストの間の接触・対話・和解の奨励」という二重の目的をもっていたのである。Cf. IFI, *Annual Report & Accounts 1999*, p. 3.
- 79) Cf. *The Economist*, November 30 1985, p. 73.
- 80) Cf. *ibid.*
- 81) Cf. Maurice Irvine, *Northern Ireland, faith and faction* (London: Routledge, 1991), p. 133.
- 82) Cf. James Loughlin, *op. cit.*, pp. 97-9.
- 83) Cf. *Official Journal of the European Communities, Annex: Debates of the European Parliaments*, 1985-1986 Session, no. 2-333, pp. 223 et 225.
- 84) *The Economist*, November 23 1985, p. 29.
- 85) Cf. James Loughlin, *op. cit.*, pp. 100-1.
- 86) Cf. Elliot & Flackes, *op. cit.*, p. 166.
- 87) Cf. Thomas Hennessey, *A History of Northern Ireland 1920-1996* (London: Macmillan, 1997), p. 243. ①「平等・公平部」(Equality and Equity Branch), ②「コミュニティ・リレーションズ部」(Community Relations Branch), ③「情報・評価・研究部」(Information, Evaluation, and Research Branch) の3部局からなる (<http://www.ccruni.gov.uk/>による)。
- 88) Cf. *ibid.*
- 89) Comnd. 5259: *Northern Ireland Constitutional Proposals* (HMSO, 1973), Pt. 1, par. 7.
- 90) Cf. Asdrian Guelke, *Northern Ireland: the International Perspective* (Dublin: Gill & Macmillan, 1988), pp. 155-6.
- 91) Cf. *ibid.*, p. 154.
- 92) Cited in *ibid.*, 154-5.
- 93) Cf. Elliot & Flackes, *op. cit.*, p. 245.
- 94) Cf. ERDF, *UK Regional Development Programme 1886-90* (Brussels: Commission of the EC, 1987), sec. 4, paras. 1-7.
- 95) N. J. Haagerup, *Report drawn up on behalf of the Political Affairs Committee on the situation in Northern Ireland* (19 March 1984), European Parliament Working Documents 1983-84, Document 1-1526/83 (以下, Haagerup とする), p. 84.
- 96) 欧州議会の決議は, それ自体法的拘束力を持たないが, 閣僚会議と並んで EC の民主統制の軸となる機関の意向として, 政策立案に対する無視し得ない提言となるのである。同時に, 英国/アイルランド共和国の両国の EC 加盟のいま1つの成果を確認するものでもあった。
- 97) 報告書はこの意味での政治的意図を「現在においても未来においても EC の枠組の外にある」としてキッパリと否定する。Cf. Haagerup, pp. 5, 71-2, 74, 78.
- 98) 北アイルランドの事情を知った上では, 従来の経済支援に加えた特別の支援がなければ平和の達成が難しいと言う意味で, 報告書では「追加的」(additional)を使っている。Cf. Haagerup, p. 13.
- 99) Cf. Haagerup, pp. 37-9; 70-1.
- 100) Cf. *Official Journal of the European Communities, Annex: Debates of the European Parliaments*, 1984-1985 Session, no. 1-312, pp. 168 et 170.

- 101) Haagerup, pp. 74-5.
- 102) 1973 年以來の約 4 億ポンドにもなる支援すら僅少に見えるほど北アイルランドの財源不足がひどくなっている、北アイルランドの費用の 40% (年間 16 億ポンド) が英国の納税者の負担となっている、と指摘した (Haagerup, p. 45)。
- 103) サッチャーの反対について、cf. Elliot & Flackes, *op. cit.*, p. 247.
- 104) ハーゲルupp 報告書討議の中で、デンマーク選出議員バンゲマンが述べた言葉。Cf. *Official Journal*, Annex: 1984-1985 Session, no. 1-312, p. 165.
- 105) Cf. *Official Journal*, L286 (05/11/1994), Preamble.
- 106) Cf. *Official Journal*, C146 (25/05/2000), pp. 3 et 15.
- 107) Cf. *Official Journal*, L286 (05/11/1994), Preamble.
- 108) *Official Journal*, L286 (05/11/1994).
- 109) Cf. *ibid.*, p. 3.
- 110) Cf. IFI, *Annual Report & Accounts 1999*, p. 65.
- 111) Cf. *Northern Ireland Expenditure Plans and Priorities, 1999-2000 to 2001-2002*, Chapter 11: Additional Analyses, p. 309 より算出。
- 112) *Official Journal*, L286 (05/11/1994), art. 2.
- 113) Cf. *Official Journal*, L286 (05/11/1994), art. 6.
- 114) *International Fund for Ireland, an evaluation report pursuant to the provisions contained in Council Regulation (EC) No. 2687/94*. COM (97) 130.
- 115) ベイズリーが AIA 審議中の欧州議会で「北アイルランドを代表して私は金の約束などは全部拒否する。あなたたちのエキュエだろうがアメリカのドルだろうが、あなたたちはアルスター人を買うことはできない」(*Official Journal*, Annex: 1985-1986 Session, no. 2-333, p. 226), と叫んだように、プロテスタントは財政支援に警戒的であった。
- 116) *International Fund for Ireland, an evaluation report*, passim.
- 117) プログラムのジャンル分けである。具体的内容を示すと下表のようである。

A	開発条件が悪い地域 (Disadvantaged Areas)
B	共同体和解 (Communities Initiatives)
C	観光振興 (Tourism)
D	人材育成奨励 (Wider Horizons)
E	都市部開発整備 (Urban Developments)
F	特定事業援助 (Flagship Projects)
G	地域産業支援 (Business Enterprise)

Official Journal, C146 (25/05/2000), p. 16 より。

- 118) COM (1999) 549, p. 2.
- 119) BA, sec. 7. 武装解除委員会は、BA の締結前 (1995 年) に設置されていた。構成は、元アメリカ合衆国上院議員で北アイルランド最後の和解調停委員ジョージ・ミッチェル、元フィンランド首相ハリー・ホッケリー、カナダの軍人ジョン・ド・ジャスランである。
- 120) 毎年 7 月を最盛期としてウィリアム 3 世の対カトリック戦勝を記念して行進する。1997 年以來、警察力による抑えこみではなく、「パレード委員会」(parades commission) の許可制とし、各主催団体が届け出る行進通路や楽器についてチェック (進路変更権あり) することによって、行事の地域に居住するカトリック教徒に挑発的とならないように調整している。

「北アイルランド問題」解決と近代国家像の変貌

- 121) 簡単な記述ながら、AIA に見る合意以前への逆戻りはありえないとの判断については、野沢敏治「北アイルランドにおける民族・宗教と社会形成」、『思想』1995年5月号，118～9 ページ，参照。